

第12回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年5月25日（火） 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
日程第 8 議案第 5号 滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について
日程第 9 議案第 6号 令和4年度農林関係税制改正要望事項の決定について
日程第 10 議案第 7号 令和2年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画（案）の決定について
日程第 11 報告第 1号 第1回農地小委員会の報告について
日程第 12 報告第 2号 競売農地に関する農地法第5条の規定による許可の事務報告について
日程第 13 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
日程第 14 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 15 報告第 5号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
日程第 16 報告第 6号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

- 1 番委員 駿河 信一
2 番委員 太田 豊
3 番委員 新田 義修
4 番委員 佐藤 恵一郎
5 番委員 武田 美紀
6 番委員 高橋 敏彦
7 番委員 吉清水 秀明
8 番委員 大森 泰英
9 番委員 齊藤 新一

推進委員

- 佐藤 桂
桑原 和男

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
〃	主任主査	細川 直樹
〃	主 査	高橋 昂希
〃	主 任	武田 裕雅

開会時刻 令和3年5月25日（火） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番駿河信一委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第12回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年4月24日から令和3年5月25日までを報告いたします。議案書は2ページ及び3ページとなります。

（第11回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第1号につきまして補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。
整理番号1番は、法人が農業に新規参入する案件となっております。申請者は農地の選定を行う際土壌診断も行っており、今回申請した農地が作付け予定の作物に適切だと判断し、3条の申請を行ったものとなっております。
本件につきましては、5月6日に現地で開催された農地小委員会において就農に問題がないとされ、また議案書6ページからの調査書に記載

されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

従来、新規就農者の案件の際には、農地小委員会を市役所で開催し、新規就農者と面談を行い、その後現地確認を行っておりました。また、令和2年度の後半には、コロナ感染症予防の観点から、対面での質疑応答は行わず、あらかじめ撮影した新規就農者の自己紹介動画を見ながら、委員の皆様より質問事項を頂戴し、その質問に対し新規就農者が回答をいただくこととし、現地確認につきましては委員長、副委員長、事務局で行うという運用を行ってまいりました。

今回につきましては、現地に新規参入する法人の役員と農地小委員会委員が集合し、質疑応答を行うという形にいたしました。

今後新規就農者の案件の際には、どのような形での開催がベストなのかということ、農地小委員会の方で検討していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、駿河信一農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。
それでは、私の方から整理番号1番について、5月14日に駿河農業委員と桑原推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
整理番号1番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 続きまして、議案第1号に関連がありますので、ここで第1回農地小委員会の報告を農地小委員会吉清水委員長にお願いします。

吉清水委員長 それでは、私の方から第1回農地小委員会の結果をご報告いたします。
議案書は54ページをご覧ください。
5月6日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、農地法第3条許可申請に伴う新規就農予定者に対する聞き取り調査及び現地調査を実施いたしました。
新規就農予定者が今回権利の設定を受ける農地には、にんにくとなたねを作付けする予定であり、収穫したにんにくは、規格外のものについては、黒にんにくに加工し、付加価値を付けて販売予定となっております。その販路についても確保しているとのこと。
この法人の所在地は盛岡市であります。法人の役員が農地所有者の家に住み込みで農業を行う予定であります。この役員は、青森県の農

業法人でんにくの栽培を行っており、また、もともと農産物などの販売業を行っていたことから、販売方法についての知識が豊富であり、販路拡大のビジョンについても、しっかり持っていました。

他の役員についても農作業に従事する予定であり、また繁忙期は地元からパート雇用なども考えているようです。

いずれはこの地域を中心に規模を拡大して行きたいと計画があるようです。

農地小委員会では、提出された新規就農予定者の営農計画や現地での質疑応答を踏まえ、「地域住民との関係性を大切にいただき、会社で農業を行う強みを活かし、頑張ってください。」と助言をいたしました。

以上のことから農地小委員会としては、営農意欲は充分にあり、就農に問題はないと思われる、との結論に至りました。

以上で、第1回農地小委員会の報告といたします。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 1点お伺いしたいと思います。

判断の理由なのですが、譲受人の説明の中で、機械等が、という理由もありますけれど、その導入機械は現地調査の時に確認したのかどうか、今まで新規就農者で農業機械を持たないで新規就農やって畑を荒らしているというような状況があったので、新規就農者の場合は、農業機械を持っているのを確認したうえで理由として記載して欲しいと思います。その辺、機械等の確認を行ったのかどうかということをお聞きします。

高橋主査 今回の現地調査の際、機械の有無につきましては、皆さん目で確認した訳ではございませんが、聞き取りでは、まず農地所有者が所有している機械及び実際に農業に従事する役員が今使っている機械を法人に貸し付けるという形で、法人として使うということでもございました。今後、新規就農者の現地確認の際には、機械については確認して行きたいと考えております。以上です。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査　それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを補足説明いたします。今回の案件は1件です。議案書は9ページから11ページをご覧ください。

整理番号1番は、貸人の子供である借人が自宅敷地に隣接して農業用倉庫及び農業機材置場等を設置するため、使用貸借による転用の申し出となっております。9ページの資料によりますと転用面積は264平方メートルとなっておりますが、農業用倉庫が自宅敷地等にまたがっておりますので、事業面積及び施設に関しては既存宅地を含む4筆分の面積で説明させていただいております。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地に位置することから第1種農地と判断されますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの条項によりまして、第1種農地であっても農業用施設の整備は原則認められ得るとした、国が示す農地転用目的の例外規定に該当することから、今回につきましては許可相当の意見になるものとみられます。資金計画につきましては、自己資金によるものでありまして、金融機関からの残高証明により、事業の確実性について確認をしているところであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　本案件の現地調査報告を、佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員　それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、大沢保育園より西へ約400メートルのところにあります。周囲の状況は、東側に宅地、西側に宅地及び農地、南側及び北側は農地となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長　これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長　無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長　挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長

日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査

議案第3号について、補足説明させていただきます。議案書は13ページをご覧ください。

議案第3号は、集積一括方式による権利の設定案件が15件、貸借の案件が3件、売買が2件となっております。

まず始めに、集積一括方式についてですが、農地中間管理事業法の改正に伴うものでございまして、従来であれば出し手から中間管理機構が借り受ける際は、集積計画というもので行いまして、農地中間管理機構から受け手に貸し付ける場合は岩手県の配分計画で行っていましたが、集積一括方式は市町村の集積計画一本で出し手から受け手へ設定が出来る制度でございまして。

それでは各案件につきまして補足説明させていただきます。

まず、整理番号1番につきましては、前任の農地コーディネーターが調整し、成立に至った案件となっております。

整理番号2番から15番につきましては、現在、認定農業者が借り受けていた全ての農地をその認定農業者が設立した法人に貸し付ける案件となっております。なお、認定農業者自らが所有していた農地につきましても、法人に貸し付けるものとなっております。この法人は5月10日付けで認定農業者になっていることが確認できました。本件につきましては、地域の農業委員及び推進委員が立ち会いの下、契約会が行われました。

続きまして、整理番号16番、17番につきましては、4月27日に行われたあっせん会議を経て成立に至ったものとなっております。なお、地域の農業委員があらかじめ農地所有者の情報を整理していただいていたため、スムーズに手続きを行うことができました。

続きまして、整理番号18番は、隣を耕作している方への権利の設定となっております。権利の設定を受ける方は、盛岡市の認定農業者でございまして。

整理番号19番は、4月16日に行われたあっせん会議を経て成立に至ったものとなっております。

整理番号20番は、5月7日に行われたあっせん会議を経て成立に至ったものとなっております。農地中間管理機構の一時貸付制度を活用した案件となっております。

一時貸付制度について、簡単でございまして説明をさせていただきますと思います。この一時貸付制度とは、農地中間管理事業の特例売買の手続きの1つでございまして、売買を希望する農地所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者に対して、最大3年貸付を行い、その後売買手続きを行うものとなっております。今回は、今月の総会で農地の所有者から農地中間管理機構への売買をご審議いただいた後、可決された際は、来月、農地中間管理機構から買受者に貸し付ける議案が上程される予定となっております。

整理番号20番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

以上、整理番号1番から19番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは、私の方から整理番号1番から20番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番から20番の農地につきまして、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号の現地調査の報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

新田農業委員 今回、認定農業者が設立した法人は、結構農地を集められているようですが、どんな営農計画を持って、どんな作物を作付ける予定なのか、もし情報をお持ちであれば教えていただければと思います。

高橋主査 今回設立した法人は、基本的には設立した認定農業者が耕作しているものを、それをそのまま法人で行うというような計画であると聞いております。詳しい営農計画につきましては、経営改善計画の際、認定の際に提出されて農林課の方で把握しているかと思いますが、今まで個人でされていたのを法人で経営するというようなことになるものと思われれます。

新田農業委員 そうすると、稲を作っているのですか。

高橋主査 失礼いたしました。基本的には稲作、主食用米を中心に、後は野菜の方も作付けする予定となっております。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、議案第4号につきまして補足説明させていただきます。議案書は32ページをご覧ください。

整理番号1番につきましては、以前の借受者が農地中間管理機構を通じて借りていた農地を、設立した法人が借りなおすことに伴う配分計画の変更を行うものとなっております。

設立した法人につきましては、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、配分に関わる案件のため省略します。
これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてを議題とします。
なお、説明員として農林課、三上主任が入室します。

（三上主任入室）

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてを補足説明いたします。案件は3件ございます。議案書は35ページと36ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、定時見直しと随時見直しの二つの方法がございますが、今回は随時見直しに該当しております。現地の状況など詳細につきましては、この後、農林課担当者による説

明、及び現地調査報告がなされます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番、駿河です。それでは私の方から議案第5号整理番号1番から3番について、現地調査を実施しましたので報告します。

整理番号1番の申請地の位置は、岩手県交通滝沢営業所より北東へ約200メートルのところにあります。周囲の状況は、東側が宅地、西側は水路及び道路を挟み宅地、南側及び北側は農地となっておりました。また、申請地については、東側に隣接する住宅に住む方の親族が一般個人住宅の建築を計画しているとのことでした。以上については調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題がないものと見受けられました。

次に、整理番号2番ですけれども、申請地の位置は、運転免許試験場から南西へ約650メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び南側は農地、北側は道路を挟み宅地、西側は宅地となっておりました。また、申請地については、西側に隣接する住宅に住む方の親族が一般個人住宅の建築を計画しているとのことですのでございます。以上についての調査結果は、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題がないと見受けられます。

最後に、整理番号3番の申請地の位置ですが、鶉飼小学校から南東へ約450メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び南側は農地、西側は宅地、北側は道路及び水路を挟み宅地となっておりました。また、申請地については、西側に隣接する住宅に住む方の親族が一般個人住宅の建築を計画しているとのことですのでございました。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題がないと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして、農林課、三上主任より説明をお願いします。

三上主任 今回説明させていただきます農林課の三上と申します。よろしくお願いいいたします。今回の滝沢農業振興地域整備計画の変更は、資料のとおり3件ございます。資料に沿って一括で説明させていただきます。

整理番号1番について説明させていただきます。整理番号1番は牧野林地内、計画用途が宅地であります。事業計画者は申請者、土地所有者の娘婿となっており、申請者の住居の隣に家を建てる予定です。事業計画者は現在借家生活をしており、子育てをする際に現在の住居では手狭となるため住宅建築を計画しております。当該地を選択した理由としては、事業計画者の兄弟で助け合い両親の介護及び農業を行うため、当該地における住宅建築を希望しております。

続きまして、整理番号2番についてご説明させていただきます。ご説明の前に、配布させていただきました資料の訂正をさせていただきます。お渡しした資料の中では、事業計画者と申請者は同居しているというこ

とになっておりますが、正しくは申請者は別の住居で生活をしているということでした。誤表記いたしまして大変申し訳ございませんでした。引き続き案件の説明をさせていただきます。事業計画者は申請者の孫となっており、申請地の隣に両親及びその息子さんと生活をされております。今後子育てをするうえで現在の住居では手狭となるため、住宅建築を計画しております。当該地を選択した理由としては、将来的に両親の介護をするため、当該地における住宅建築を希望しております。

最後に整理番号3番についてご説明させていただきます。場所は鶴飼白石地内、計画用途は宅地となっております。事業計画者は申請者の息子となっており、申請者の住居の隣に家を建てる予定です。事業計画者夫婦は現在アパート生活をしており、3人の子供の合計5人で住んでおります。今後子供の成長とともに手狭となるため、住宅建築を計画しております。当該地を選択した理由としては、将来的に申請者の介護及び農業の手伝い等をするため、当該地における住宅建築を希望しております。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 1つお伺いします。

滝沢農業振興地域整備計画の変更というのは、今回みんな全部第1種農地ですよ、その第1種農地に対してこういう申請があると、その都度変更してやっていくのか、ということをお伺いしたいと思っております。

三上主任 そのご質問についてなのですが、まず私達の方で申請があれば、まずは審査しなければいけないということで、第1種農地であろうとそうでなかろうと、農振法に則って検討させていただいて、申請を受けた以上は許可権者、その県の方にむしろ上げなければならなくて、それで県の方から了承されれば、除外せざるを得ないというような状況になっております。以上です。

大森農業委員 申請を県に出して、そして許可を得れば、それを許可せざるを得ない。では、農業委員としてのその活動、どうやって農地を守るかという農業委員としての仕事に対し、どういう対応をして行けば良いのでしょうか。農業委員は、その農地を守るのが農業委員の役目、どうやって農地を守っていくという役割を、この申請されたのに対して、どうやって我々が開発を防いで行ったら良いのでしょうか。

佐々木事務局長 今の大森委員のご質問に対しては、農業委員としてということですので、農業委員会事務局の方からのお答えになろうかと思われまして。申請は随時に、申請がある都度このような形で審査という形にはなっていくかと思っておりますけれども、その申請に対して、一つ一つ農地を防ぐという、そういった観点ではなくてですね、申請に対しての許可の基準に則って、それに対して確かに合っているのかどうかという観点で見ていただい

て、それが許可し得るものという、許可というよりは意見ですね、異議があるかないかというところについてご審議いただくというものが、この議案になろうかと思えます。面に対してというか、その全体像等に対して、その農業委員としての在り方とかそういったところについては、また別の機会と言いますか、定期見直しというのが5年に1回、市としての農業振興地域の在り方を見直す時があります。その5年に1回の時には農業委員会の方にも意見を求められるはずですので、その時には一つ一つの案件ではなく、全体の滝沢としての全体像を農業委員として考え、意見を述べていくという形になろうかと思えます。

大森農業委員　　まず、その全体像を5年に1回見直すということになると、これは5年に1回の見直しの中の案件なのか、その都度の案件なのか、ということ、それはどうなのでしょう。ただし、その都度の案件であれば、じゃあ5年毎に整備計画を見直したのが、それは効率的な運用していないということになりますよね。その5年毎の整備計画の中の一部として、今回の案件が入っているのかどうか、あるいは入ってなければ、じゃあ農業委員としてどのような対応をして行けば良いのかというのをお聞きしたい。

三上主任　　定期見直しと随時見直しというものが先程説明があったと思うのですけれども、今回の随時見直しというものは、あくまで案件毎に農振除外し得るかということとか、あと、農地転用のために農振除外し得るかという個別案件のものでして、先程局長の方から話があった定期見直しというものは概ね5年毎に市の全体としての方針と言いますか、そういった部分を決めるというのが5年に1度というような中身になっております。以上です。

大森農業委員　　市のその全体の5年毎というのが、そうすると、この案件毎に常に出てきたならば、どんどんどんどん、その市の方針、5年毎に立てたものが崩れていくというようにならないのですか。なら、例えばその都度、5年に例えば100件出たとすれば、その都度許可していくなれば、100件分潰れてしまう、5年の計画が全然計画じゃなくなってしまうんじゃないかと思えますけども。そういうような時はどうするのか、例えばその多数案件が出てきた場合、今それこそ宅地造成、元村にどんどんどんどんそういうようなのが進むと思うので、そのような時はどうするのか、それもその都度許可していくと、その辺の計画と整合性が無いんじゃないかなと。

議長　　暫時、休憩します。

(10時47分休憩)

(11時27分再開)

議長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
先程の質疑については、今回の議案で農業委員会に対して意見が求め

られているのは、市が行う滝沢農業振興地域整備計画の随時見直しにおいて一部の農地を農振農用地の枠組みから外すことに対し、農振法上の判断基準から見た場合に異議等があるのかという点になりますので、その点に対するご審議をいただきたいと思えます。

みなさん大体今暫時休憩の中でお話しを出したり聞いたりしましたから、ご理解を得たのではないかと思いますので、質疑を終了してよろしいですか。

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は異議なしと決定いたしました。
ここで、農林課説明員は退室します。

（三上主任退室）

議長 日程第9、議案第6号、令和4年度農林関係税制改正要望事項の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第6号、令和4年度農林関係税制改正要望事項の決定についてを説明させていただきます。議案書は38ページから40ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり要望することに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり要望することに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、令和2年度滝沢市農業委員会事務等の目標

及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査　それでは、議案第7号、令和2年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画（案）の決定についてを説明させていただきます。

（議案書朗読説明）

以上で説明を終わります。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長　これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長　質疑を終了して採決に入ります。
議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　挙手全員であります。
よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長　日程第11、報告第1号、第1回農地小委員会の報告については、議案第1号で報告済みですので省略します。

議長　日程第12、報告第2号、競売農地に関する農地法第5条の規定による許可の事務報告、及び日程第13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告、及び日程第14、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知、及び日程第15、報告第5号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告、及び日程第16、報告第6号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書56ページからのおりとなっておりますので、ご確認願います。

議長　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第12回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻　令和3年5月25日　午前11時46分

議 長

会議録署名人 8 番委員

会議録署名人 1 番委員

これは原本である。

令和3年5月25日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一